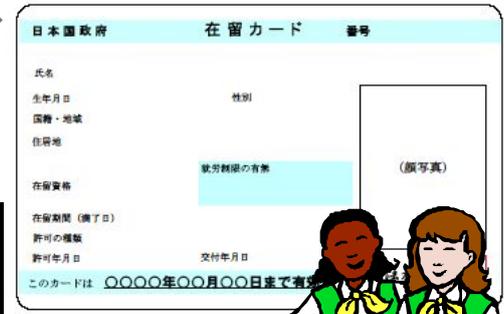




日本語

Part II



入管法が改正されました

日本は日本人だけでなく、世界のだれもが住みやすい国になろうと努力をしています。法律の改正もその表れです。1月号に続いて2月号でも、改正された入管法の内容を、より詳しくご紹介していきます。



前回、更新申請のあとで連絡ハガキが来なくても、入管に期限までに申請者が行くことになった、ということを書きました。しかし、先日横浜入管に行ったところ、今までと同じくハガキが届く仕組みでした。この新しいやり方は今のところ東京入管だけのようです。お詫びして訂正します。

さて、新しい入管法は日本に暮らす外国人に便利のように作り替えた、と宣伝しています。何が便利なのかというと、前回書いたように**3か月前から申請ができるようになった**ということがあります。また、まだ実際には始まっていませんが、おそらく2013年くらいから、在留資格の最長期間が3年から5年に延長されることになっています。

これは、噂で広まっているのか、外国人から「ビザはこれから5年になるんだよね」と聞かれることが多いですが、まだシステムが始まっていませんので、今のところは一番長くて3年です。

もうひとつは、再入国許可です。これまでは、日本に暮らす外国人は、日本を出国する際には必ず「再入国許可」をとらなければなりません。これをとらないで出国してしまうと、これまでの在留資格(ビザ)はそこでとぎれて、日本に入国できなくなってしまいます。再入国許可をとるのに数千円ではありますがお金もかかるし、入管に行かなければならないので大変でした。しかし、これも2013年くらいから、出国して1年以内に返ってくる場合には再入

国許可はいらなくなるということです(でも、これもまだ実際には制度がスタートしていませんので、近々出国される方は必ず再入国許可をとってからでかけてください!)

一方、外国人にとって不便なこともあります。これまでは「外国人登録カード」という身分証明書をいつも持ち歩く義務がありましたが、変更などがあった場合には、住んでいる市町村役場でこのカードを書き換えてもらっていました。しかし、新しい入管法では、このカードは廃止となり、代わりに「在留カード」というものが導入されることになっています(これも、今すぐにはできないためにあと2年くらいのうちに実行される予定です)。このカードは市町村役場ではなく入管が直接管理するものになるため、住所地以外の変更、たとえば婚姻・離婚や転職などの際には入管でカードを書き換えてもらわなければなりません。また、これまでは在留資格のない人も外国人登録カードを身分証明として作ることができましたが、これからはできなくなります。なお、このカードは、短期滞在や特別永住者には適用されません。

新しい入管法で、外国籍の人たちにすぐに影響がありそうなポイントに絞って紹介しましたが、他にもいろいろと法律が変わった部分もあります。また別の機会にご紹介できればと思います。

解説・(行政書士) 前田 美穂

www.ficcc.jp/foreign/

●ふじみの国際交流センターの事務所は移転しました。新住所は最後のページにあります

小・中学校の入学説明会が始まっています

平成 23 年度の入学予定者の説明会が始まっています。小学校に入学するお子さんの家庭には、既に「就学通知書」が送られています。通学予定の小学校ではもう説明会が終わっているところもあるかもしれません。まだ説明を受けていない家庭の方は一度学校に説明会の日程を問い合わせてください。

中学校の説明会は 2 月の半ばころから始まるのが一般的ですので、お住まいの役所で発行している広報紙をご覧になるか役所の「学校教育課」に聞いてみましょう。直接学校へお聞きになるのも良いでしょう。

救急休日診療所の場所を知っていますか

正月急に歯が痛みだしました。病院は殆ど休みです。こんな時の救いの神様は「休日急患診療所」です。覚えておくのも生活の知恵です。

☆東入間医師会休日急患診療所（ふじみ野市駒林元町 3-1-20 ☎049-264-9592）

☆東入間医師会第二休日診療所（富士見市鶴馬 3351-2 ☎049-252-4050）

○お子さんの急病には、

☆小児時間外救急診療 東入間医師会休日急患診療所（連絡先は上と同じ）

☆埼玉県小児救急電話相談（休日・夜間）
☎#8000

☆埼玉県救急医療情報センター
☎048-824-4199

●赤鬼さんの投稿（中国・匿名希望）

外国籍市民の目・不思議な日本人の風習

◆なぜ日本では節分に「豆」を投げるの？

2 月にはテレビがお寺の前で、タレントや有名人が来ている人に豆をぶつけています。野蛮な感じですが何の意味があるんですか。

毎年 2 月 3 日に多く行われるこの行事は、節分という季節の変わり目の前の日に、これからくる季節を無事に過ごせるようお祈りをする行事の一つです。もとはといえば、節分に矢で鬼を追い払うという赤鬼さんの母国中国の習慣を学んだものだと思います。

日本で初めて行われたのは、706 年と言いつい宮廷が「ついな」と呼ばれる、鬼といわれる悪霊を追い払う行事が、民間に伝わったものと言われています。

ではなぜ豆なのでしょう。これは日本で生まれたらしいのです。室町時代に鞍馬山の鬼が京の都に出没して人々を困らせているということに、毘沙門天という神様が「豆で追い払うと良い」とお告げをしました。そこから豆が使われるようになったということです。今でも季節の区切りのお祭りとして、各地の神社やお寺で人々を集めて豆まきが行われています。春の行事としての「節分=豆まき」、日本の伝承文化を味わう一つとしてお近くの神社やお寺に出かけてみてはいかがでしょうか。

日本語が十分できない、そんな方のために役所での相談を携帯電話で通訳します

役所に設置された電話で母国語でも通訳してもらえるシステムができました。まだ相談件数が少なく皆さんの利用を待っています。このシステムを持っている市町は朝霞市、加須市、川口市、川越市、飯能市、東松山市、滑川町、三郷市、蕨市です。この地域近辺にお住まいの方、ぜひ役所へ行き、ご相談ください。相談は無料です。詳しくは ☎ 049-256-4290

日本語を勉強にいらしてください。少し歩きますが新しい教室が皆さんを待っています

新しい事務所「ふじみの国際交流センター」に初めての新年です。ふじみ野駅から少し遠いのですが、学習者の皆さんも通いなれたようで以前のにぎわいを見せています。ここでは母国の新友人ができます。ぜひお友達や来日して間もないお知り合いなどをお誘いいただき勉強に来てください。初めてで、ふじみの駅からの道順がわからない方はお迎えに上がります。「ふじみの国際交流センター」にお電話ください。☎ 049-256-4290 お待ちしています。

日本語教室は毎週木曜日 10時から12時まで

●新事務所はふじみ野駅から徒歩 20 分です。詳しくは最終ページをご覧ください。